

# 市 税 条 例 改 正 の 要 旨

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

## 第61条の2

地方税法第349条の3(変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例)の改正により、新たに固定資産税の課税標準の特例措置(わがまち特例)の割合を定めるもの。

- ・家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置 3分の1
- ・居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置 3分の1
- ・事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置 3分の1

## 附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

## 第5条

地方税法附則第3条の3(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の非課税の範囲等)等の改正により、控除対象配偶者等の定義規定が改正されたことに伴い、控除対象配偶者を同一生計配偶者に名称変更するもの。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

## 第10条の2

地方税法附則第15条(固定資産税等の課税標準の特例)の改正により、新たに固定資産税の課税標準の特例措置(わがまち特例)の割合を定めるもの。

- ・企業主導型保育事業に供する固定資産に係る課税標準の特例措置 3分の1
- ・緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る課税標準の特例措置 3分の2

富士見市税条例（昭和32年条例第15号）新旧対照表

新	旧
<p><u>（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）</u></p> <p><u>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p><u>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p><u>3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p>附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の<u>同生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が同生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）</u>以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2～16 （略）</p> <p><u>17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は3分の1</u></p>	<p>附 則 （個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額）</u>以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 （略）</p> <p>2～16 （略）</p>

とする。

18 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2

とする。

19 (略)

17 (略)